

# 吉野川市子ども・子育て支援事業計画作成業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、第3期吉野川市子ども・子育て支援事業計画の策定に向け、計画策定業務（令和5年度ニーズ調査）を委託する事業者の知識、技能、経験等を見極め、事業に最も適した業者を選定するため、プロポーザルを実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務概要

- (1) 委託業務名 吉野川市子ども・子育て支援事業計画作成業務（令和5年度調査分）
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで
- (4) 上限金額 1,310,000円以内（消費税及び地方消費税を含まない）

## 3 担当部署

吉野川市健康福祉部 子育て支援課 児童総務係  
〒776-8611 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1（本館1階）  
TEL：0883-22-2266 FAX：0883-22-2245  
E-mail：jidousoumu@yoshinogawa.i-tokushima.jp

## 4 参加募集

- (1) 吉野川市ホームページ（<https://www.city.yoshinogawa.lg.jp/>）において公表する。
- (2) 市役所及び各支所の掲示板において公告する。

## 5 選定方法

- (1) 公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という）による。
- (2) 吉野川市役所内に選定委員会を設置し、1次審査及び2次審査を行う。

## 6 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む）の規定に該当しないこと。
- (2) 対象業務に係る本市の競争入札参加資格を有しており、本公告日から契約締結日までの間、本市から指名停止の措置を受けていないこと。ただし、本市の競争入札参加資格を有していない者であっても、吉野川市物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第3条に規定する書類を参加表明書に添付し、参加することができる。
- (3) 自社又は自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てをし、又は申立てがなされている者及びこれらの手続中である者でないこと。
- (5) これまでに、地方公共団体発注の子ども・子育て支援事業計画の策定について業務実績を有していること。

## 7 参加表明書の提出

参加表明書の提出により、「6 参加資格要件」を満たすことを宣誓したものとみなす。

- (1) 提出部数 様式1 に必要事項を記入の上、1部提出する
- (2) 提出場所 「3 担当部署」に同じ
- (3) 提出期限 令和5年10月23日（月）午後5時まで
- (4) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限り、提出期限日必着とする）

## 8 質問及び回答方法

質問及び回答については、次のとおりとする。なお、評価内容に関する質問は受け付けないこととする。

- (1) 受付方法 様式7 に質問事項等を記載の上、持参、郵送、FAX及び電子メールのいずれかの方法による
- (2) 受付窓口 「3 担当部署」に同じ
- (3) 受付期限 令和5年10月23日（月）午後5時まで
- (4) 回答方法 書面により郵送又は電子メールによる

## 9 提出書類

- (1) 提案書 様式2
  - (2) 企画提案書（「11 企画提案書の作成及び留意事項」による）
  - (3) 会社概要 様式3
  - (4) 過去3か年の業務実績 様式4
  - (5) 本業務の推進体制 様式5
  - (6) 担当者経歴書（統括責任者、業務担当者それぞれの経歴等） 様式6
  - (7) 3年間の貸借対照表
  - (8) 見積書（一式計上ではなく、業務内訳明細を記載したもの）
- ※ (2)～(7)は各8部、(1)及び(8)は正本1部、副本7部とする。

## 10 企画提案書等の提出期限

- (1) 提出場所 「3 担当部署」に同じ
- (2) 提出期限 令和5年10月31日（火）午後5時まで
- (3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限り、提出期限日必着とする）
  - ※ 提出時の企画内容説明は受け付けない。
  - ※ 提出期限までに提出のない場合は、参加を辞退したものとみなす。

## 11 企画提案書の作成及び留意事項

- (1) 企画提案書の規格
  - A 4 版の縦方向とし、書式、頁数については特に定めのないものとする。（A 3 版による折込頁の挿入は可とする）ただし、文字の大きさなど、見やすさに留意すること。
- (2) 企画提案書の構成（以下の内容について、具体的かつ明瞭に記載すること）
  - ① 子ども・子育て支援計画の基本的な考え方
  - ② ニーズ調査のポイント（計画策定のポイントを含む）
  - ③ 業務実施体制
  - ④ 作業工程スケジュール  
（令和6年度の計画策定業務も見据えた全体スケジュールとすること）
  - ⑤ 類似業務の実績

## 12 提案の無効

プロポーザルに参加した者が、次に掲げるいずれかに該当したときは、失格又は審査の対象より除外とする。

- (1) 提出物に虚偽の記載があるとき。
- (2) 提案者が同一事項のプロポーザルに対して2以上の提案をしたとき。
- (3) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (4) 提案に対して談合などの不正行為があったとき。
- (5) 提案者に求められる義務を履行しなかったとき。
- (6) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき。

## 13 審査方法

- (1) 審査手順は、1次審査（書類審査）及び2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の2段階で実施する。
- (2) 1次審査については、1次審査の評価項目ごとに審査し、選定委員の合計点数の総合計点数の高い上位3社程度を1次審査通過者とする。
- (3) 1次審査の結果は、全ての提案者に対し書面により通知する。なお、審査結果に対する異議申立てや審査に関する資料開示については、一切受け付けない。
- (4) 2次審査については、1次審査で選定された提案者を対象にプレゼンテーションを実施し、ヒアリングを行う。
- (5) 選定は、提出物の内容、プレゼンテーション及びヒアリングの結果を、選定委員が評価指標により評価した合計点数の総合計点数を総合的に審査し、最適な委託業者1社を選出する。
- (6) 最終審査結果については、後日、1次審査通過者全員に書面によって速やかに通知する。
- (7) 不採用通知を受けた者は、通知した日から起算して7日（休日を含まない）以内に、書面により不採用理由について説明を求めることができる。なお、審査結果に対する異議申立てや審査に関する資料開示については、一切受け付けない。

- (8) 最終的に選定された業者に対して、ヒアリングを実施し決定する。交渉が不調に終わった場合は、次点の業者と再度ヒアリングを行うものとする。

#### 14 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案者には、提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを実施し、ヒアリングを行うこととする。

- (1) 日 時 令和5年11月14日(火)
- (2) 開催場所 吉野川市役所 東館3階 事務協議室32
- (3) 企画提案書のプレゼンテーションは1社20分以内、ヒアリング10分以内、計30分以内とし、順次個別に行うものとする。
- (4) 順番は企画提案書等の受付順とし、日時については別途通知するものとする。
- (5) プレゼンテーション及びヒアリング時の追加提案は認めない。

#### 15 その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成等、プロポーザルへの参加に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 定められた提出期限内に企画提案書等の提出がない場合や、プレゼンテーション及びヒアリングに欠席した場合、又は辞退の申し出があった場合は、当プロポーザルに参加する資格を失う。
- (3) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (4) 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び再提出は原則認めない。
- (5) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、提出された企画提案書等は業務目的以外には使用しない。

#### 16 プロポーザルの日程(予定)

公告日 参加表明書受付開始 企画提案書等受付開始 質問書受付開始	令和5年10月16日(月)
参加表明書提出期限 質問受付期限	令和5年10月23日(月)
質問回答期限	令和5年10月26日(木)
企画提案書等の提出期限	令和5年10月31日(火)
1次審査(書類審査)結果の通知 2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)の通知	令和5年11月2日(木)
2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)の実施	令和5年11月14日(火)
2次審査結果の通知	令和5年11月中旬頃
契約締結	令和5年11月中旬頃

- ① 提案書などの受付後、提出物の内容について質疑等を行う場合があります。
- ② 各期間については目安であり、状況によって日程を変更する場合があります。